

原子力事業者防災業務計画修正の要旨(大洗研究開発センター)

1. 目的

原子力災害対策特別措置法第7条第1項に基づき、大洗研究開発センターの原子力事業者防災業務計画について見直しを行い、この計画の適性を図る。

日本原子力研究開発機構の法人名称の改正、自治体の組織改正、原子力防災組織(現地対策本部の体制)の変更、現場指揮所の変更に伴い、以下の改正を行った。

2. 修正した日

平成28年3月18日

3. 協議した自治体

茨城県、大洗町、鉾田市

4. 主な修正内容

(1) 法人名称、組織名称の変更その他「読み替え表」として提出した事項について修正

① 日本原子力研究開発機構の法人名称改正に伴う修正

② 自治体の組織改正に伴う修正

(2) 大洗研究開発センター原子力防災組織(現地対策本部の体制)の修正

支援グループへの放管グループの追加に伴う、別図-1(1)「大洗研究開発センター原子力防災組織(現地対策本部の体制)」の修正

(3) 現地対策本部の修正

現場指揮所の機器モデル室からAtheNaへの変更及びFセルボの追加に伴う、別図-5「緊急時対策所(現地対策本部)及び現場指揮所」の修正

(4) その他の修正

上記に加え、所要の見直し

以上